

松江家庭裁判所委員会（第10回）議事概要

- 1 日時
平成19年5月29日（火）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員長）西島幸夫
（委員）熱田幹裕，片山憲一，澤アツ子，須田 大，水野彰子，山下由紀恵，
吉迫哲哉，米田容子（五十音順敬称略）
（説明者）澤事務局長，岡首席書記官，吉開次席家裁調査官
（庶務）川西総務課長，星野総務課課長補佐
- 4 議事（発言者 委員長， 委員， 説明者）

(1) 委員長あいさつ

(2) テーマ「離婚と子の福祉について」

岡首席書記官が離婚調停の現状と課題について，吉開次席家裁調査官が離婚調停の充実策についてそれぞれ説明し，その後，ビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」を視聴

委員から次のような意見があった。

最近では学校現場においても，このビデオのようなケースは増えてきている。離婚する親は子どものことにまで気が回らず，結局子どもが犠牲になる。服装が乱れたり，不登校になったりする場合もあるが，教師は家庭の内部の問題には干渉できない。学力低下とか服装の乱れとかの指導を通してしか，生徒の問題について親と相談できない。こういった場面でこのビデオを利用すればよいのか難しい問題だが，親の離婚で犠牲になるのは子どもであることは親に理解させなければならない。

家庭裁判所に来る調停事件の当事者は既に別居している場合が多く，このビデオを見てもらうには時期が合わない。

離婚は既に成立していても，このビデオを見ることによって，その後の養育費等の問題のときに，子どもの心情に配慮した話合いをすることはできるだろう。

離婚後の子どもとの面接交渉について取り上げたビデオがあればよい。

このビデオの中に「面接交渉編」のドラマもある。面接交渉において親として留意すべき点を取り上げている。

調停の現場で，心療内科に通うほど傷ついた子どもがいることを知った。その子どもの心の痛み気付いていない親が多い。

離婚調停の原因としては，何がが多いか。

過去には，金銭問題から家庭が破綻して離婚にいたるケースが多かったが，最近では双方の気持ちのすれ違いから，離婚するケースが多くなっている。子

どものためにもう少し慎重に考えられないものかと思う。

ビデオに出てくる親は子どもの親権を巡って争っているが、自分で子どもを育てたいと思う親もいれば、逆に子どもなんかいらなと思う親も多くなってきている。

既に協議離婚している場合はどうしようもないが、そうでない場合は、もう一度考え直してみる余地はないのか調停の場で確かめることもある。離婚によって一番犠牲になるのは子どもである。

離婚のほぼ9割は協議離婚である。私が担当した調停事件でも、一体なぜ別れなければならないのかよく分からないものがあった。家庭の中での小さな不満、例えば家事のやり方に文句を言われたとか、そういうささいな出来事が積み重なって気持ちがすれ違ってしまいうケースが多いようである。

お互いの家庭生活に対する価値観の違いがある場合に、それをきちんと話し合おうとしないので、いつの間にか双方の気持ちに溝ができてしまう。家庭の中で話ができないことが根本的な原因ではないだろうか。

母親が経済力を持たなかった時代は、なかなか離婚に踏み切れず、子どものためにと我慢していた母親も多かった。時代とともに価値観も変化し、自分を中心に物事を考える親が多くなるとともに、子どもの親になることに対する未熟さもある。子どもとどうかかわるかという父母教育が必要である。子どもの親権を巡っても、少子化が拍車をかけ、1人の子どもを奪い合うケースが増えている。母と子の乳幼児期のつながりを無視して、父親が親権を主張するケースも最近見られるようになった。乳幼児期の母親の存在の必要性を説明しても通らない時代になった。

親権について争いがある場合に、裁判所としてはどういうスタンスで臨んでいくべきか。小さい子どもだから母親が親権を持つのが当然でしょうということでは納得を得られない時代になった。

ビデオの中のドラマは争いの渦中にある子どもの危機的状況の場面で構成され、その時々の子どもの心理状況等について解説がされているが、解決策は打ち出されていない。改善策というか、収束に向かう方法を教示したビデオは作成できないだろうか。

確かに、このビデオは、問題点の指摘だけで解決策が示されていない。子どもにとってダメージの少ない対応策は何かということを考えていかねばならない。

このビデオは、親に対して、子どもの福祉を考えるという視点は提示できている。調停の場で、親以外の子どもの権利の代弁者を置くことも必要ではないか。

冷静になって、子どもの視点で考え直してもらうことは大切なことである。また、親権を争っている場合は、裁判所も子どものことに目がいくのでアプローチしていくことができるが、そうでない場合は、子どものことにまで立

ち入っていないのが現状である。

以前扱った調停で、15歳くらいの子どもが両親の離婚問題の狭間で悩んでいるということで、調査官に話を聞いてもらったことがある。

ビデオの中で、当事者の親が登場する場面があったが、もっと初期の段階で介入していれば、適切な助言もできたのではないか。そういう意味では当事者の親にも見てもらいたい。

一人の人間として子どもの権利を尊重してほしい。子どもの権利を守っていこうという取組が社会一般に少ない現状がある。子どもの苦しみに気付いた両親が、子どもの心のケアに取り組んだという事例もあると思うが、そういった事例を紹介する内容もビデオなどに盛り込んでほしい。子どもが犠牲になっているケースの場合に、ケアカウンセリングの機会を設けることはできないか。

子どもの利益を守るのは親しかいないだろう。裁判所は、子どもが傷ついている場合、両親に子どもの心情に配慮するよう働き掛けを行うことはできるが、その後は、その夫婦で最善の道を模索していくしかない。裁判所は、子どものためにどうすれば一番よいのか、答えを示す立場にはない。このビデオは、親が考えるきっかけ作りという点では利用する価値がある。ただ、見てくださいと押しつけるのはどうかと思われるので、調停の待ち時間でそれとなく見てもらい、気付いていただけるような環境作りが必要だろう。

裁判所として、調査官の調査の中で、当事者に対してアドバイスをすることはないか。

調査官の調査では、子どもの意向調査とか生活状況調査が多い。子どもに両親のどちらかを選ばせることはできない。両親ともにいてほしいのが子どもの希望であり、両親が離婚することに対しては非常に大きなかつとうがある。そういう子どもの気持を尊重しつつ、日々の暮らしを見ながら子どもの置かれた現状を正確に調査し、どちらの親と一緒に生活するのが適切か、判断することになる。双方が激しく争っている状態の時に、調査官として両親にアドバイスしていくことは難しい。

子どものことは、親同士が話し合って決めるのが一番だと思う。調停においても、紛争性が少ない場合は、夫婦で直接話し合ってもらったこともある。

ビデオを見て、知人にこういう問題が生じたら、子どもの心に配慮して話し合いをするようにアドバイスしたいと思った。子どものいる夫婦に見てもらいたいビデオである。裁判所のホームページに掲載して、だれでも見ることができるようになったらどうか。

子育て支援の相談員の方の研修会でも是非見てほしいと思った。

(3) アンケート調査に対する回答について

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」「司法改革大阪各界懇談会」連名による第2期裁判所委員会についてのアンケート調査に対する対応について、回答

内容は委員長一任で回答することについて、全員一致で了承された。